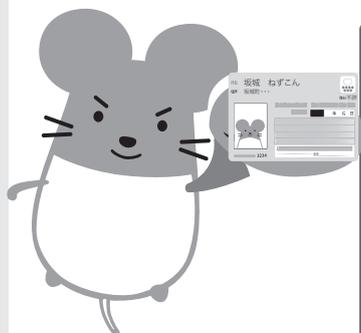
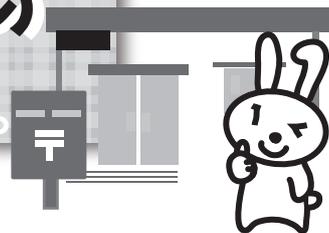


郵便局で

# マイナンバーカード電子証明書の発行・更新が可能になります。



1月13日(火)から坂城郵便局と南条郵便局でマイナンバーカード電子証明書発行などの手続きができるようになります。

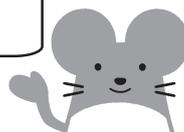
今年度からマイナンバーカード電子証明書を更新される方が増加し、役場住民係窓口は、混雑が予想されます。

この混雑を緩和するため、1月より坂城郵便局、南条郵便局で、マイナンバーカード電子証明書の更新及び暗証番号の初期化などができるようになります。

## 対象手続

- ◆マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の発行及び更新
- ◆マイナンバーカードに設定された暗証番号の初期化・再設定

※マイナンバーカードの本体の更新は、10年(未成年は5年)に1度ですが、電子証明書の更新は5年に1度！通知書が届いたら忘れずに更新しましょう。



## 電子証明書の更新

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の更新を忘れていませんか。電子証明書の有効期限は、取得から5回目の誕生日までになります。有効期限が過ぎた場合e-Taxなどの電子申請やコンビニでの証明書の取得、マイナポータルへのログイン、健康保険証などが利用できなくなります。有効期限の2～3か月前に、国の機関から有効期限通知書が送付されますので、忘れずに電子証明書の更新をしてください。

電子証明書の更新には、暗証番号(6桁から16桁の英数字/4桁の数字)が必要です。

更新の際は、暗証番号をご確認のうえ、お出かけください。

## 手続ができる郵便局 (郵便局窓口時間：午前9時から午後5時まで)

○坂城郵便局 (☎82-2042)

○南条郵便局 (☎82-2944)



代理人のみによる手続は郵便局で出来ませんので、必ずご本人がお越しください。

その他新規申請、再発行申請、受取、記載事項変更手続などについては、郵便局では手続できませんので、その際は役場窓口にお越しください。



◎問い合わせ先 住民環境課 住民係 ☎82-3111 (内線122) 直通75-6204